

(証券コード：8698)

平成21年5月29日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
マネックスグループ株式会社
代表取締役
社 長 松 本 大

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成21年6月19日（金）17時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、折り返しご送付ください。

〔インターネット等による議決権の行使〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネット等による議決権の行使に際しましては、62ページ～63ページの「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月20日（土）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区霞ヶ丘町7番1号
日本青年館大ホール

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第5期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第5期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役6名選任の件
- 第4号議案** 監査役4名選任の件
- 第5号議案** 補欠の監査役1名選任の件

議案の内容は、後記の株主総会参考書類（49ページ～61ページ）に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ですが、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.monexgroup.jp/>）において、周知させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の国内経済は、世界的な金融市場の混乱の影響を受け悪化しました。国内株式市場におきましては、平成20年4月に12,000円台で始まった日経平均株価が、5月から6月にかけて14,000円前後まで回復しましたが、9月中旬以降に深刻化した金融危機により世界経済の減速が進んだ影響を受け、平成21年3月末には8,000円台となっております。

一方、当連結会計年度の東京、大阪、名古屋およびジャスダックの4証券取引所の一営業日平均個人売買代金は約6,700億円となり、前連結会計年度比で3割程度減少しました。

このような環境の下、主力である株式委託業務に加え、投資信託や債券の販売および外国為替証拠金取引の拡充などに注力し、収益源の多様化に努めました。当連結会計年度末におけるマネックス証券株式会社の口座数は906,699口座（前期末比71,768口座増）となりましたが、国内株式市場が下落した影響を受け、預かり資産は1兆3,958億円（同3,562億円減）となりました。

(受入手数料)

当連結会計年度の受入手数料は合計で14,900百万円（前期比30.8%減）となりました。

① 委託手数料

株式の売買代金が減少した影響を受け、委託手数料は11,372百万円（同29.4%減）となりました。

② 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

9社の新規公開株式の引受けを行いました。引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は5百万円（同95.3%減）となりました。

③ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

世界的な株価の下落傾向の影響を受け、投資信託の販売は減少しました。この結果、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は334百万円（同68.9%減）となりました。

④ その他の受入手数料

投資信託の預かり残高が減少し、投資信託の代行手数料は1,116百万円（同26.7%減）となりました。

また、外国為替証拠金取引においては、取引金額の減少および手数料体系の変更の影響により、手数料は1,590百万円（同25.7%減）となりました。この結果、その他の受入手数料は3,188百万円（同25.0%減）となりました。

なお、外国為替証拠金取引につきましては、カバー取引の内製化によりトレーディング収益が増加しております。

内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区 分	株 券	債 券	受益証券	そ の 他	計
委 託 手 数 料	10,980	0	321	70	11,372
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	5	—	—	—	5
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	2	8	323	—	334
その他の受入手数料	237	0	1,135	1,814	3,188
計	11,224	9	1,780	1,885	14,900

（トレーディング損益）

新たに子会社化した株式会社マネックスFXの寄与により、当連結会計年度のトレーディング損益は1,100百万円（同666.2%増）となりました。

(金融収益)

当連結会計年度末の信用取引残高は、売建と買建の合計で644億円（前期末比546億円減）となりました。信用取引に関連する収益は3,322百万円（前期比38.4%減）にとどまったものの、顧客分別金信託の運用益および株券貸借取引の収益が増加したことなどから、金融収益は8,611百万円（同0.4%増）となりました。一方、金融費用は3,758百万円（同7.1%増）となりました。この結果、金融収益から金融費用を差し引いた金融収支は4,852百万円（同4.2%減）となりました。

以上の結果、営業収益は24,812百万円（同18.6%減）、営業収益から金融費用を控除した純営業収益は21,053百万円（同22.0%減）となりました。

(販売費・一般管理費)

株式の売買代金が減少したことに伴い、支払手数料・取引所協会費は1,355百万円（同16.3%減）となりました。一方、グループ従業員数の増加により、人件費は2,907百万円（同9.7%増）となりました。また、新商品の導入等に伴い事務委託費は4,156百万円（同6.6%増）となりました。

これらの結果、販売費・一般管理費の合計は15,784百万円（同13.0%増）となりました。このうち、新たに子会社化した株式会社マネックスFXの販売費・一般管理費は1,044百万円となっております。

以上の結果、営業利益は5,269百万円（同59.5%減）、経常利益は5,231百万円（同59.2%減）となりました。

(その他)

特別利益991百万円の主な内訳は、金融商品取引責任準備金の戻入952百万円です。特別損失6,187百万円の主な内訳は、投資有価証券評価損4,940百万円（主にイーバンク銀行株式会社株式）およびトレード・サイエンス株式会社ののれん減損損失873百万円です。

以上の結果、税金等調整前当期純利益は48百万円（同99.6%減）、当期純損失は2,144百万円（前期は7,206百万円の純利益）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は1,447百万円となっております。主な内訳は、マネックス証券株式会社の設備投資額が695百万円、株式会社マネックスFXの設備投資額が597百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度末において信用取引に伴う資金の一部は、証券金融会社から信用取引借入金として8,692百万円調達しております。その他、主に信用取引の自己融資資金として、銀行からの借入により34,000百万円、社債の発行により9,300百万円を調達しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、株式委託手数料以外の収益の割合を高め、国内の株式市場に左右されにくい安定した経営基盤を構築する必要があります。具体的には、外国為替証拠金取引や投資信託、債券など株式以外のビジネスを強化し、事業ポートフォリオの分散を図るとともに、日本以外の成長国においても事業展開することで収益機会の拡大を図ることが重要であると考えております。加えて、コスト管理を徹底し、低コスト経営を将来にわたり堅持することも課題であると認識しております。

平成21年3月24日、マネックス証券株式会社は、金融庁より「業務停止命令（平成21年4月1日（水）から同年6月30日（火）までの間、システム整備を伴う新たな業務展開（金融庁が個別に認めたものを除く）の停止）」および「業務改善命令」という行政処分を受けました。

マネックス証券株式会社においては、経営管理態勢および内部管理態勢を強化し、再発防止に向けた改善に努めてまいります。

当社では今回の行政処分を受け、グループ全体の内部管理体制の更なる強化に取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第2期 (平成17年4月1日 ～平成18年3月31日)	第3期 (平成18年4月1日 ～平成19年3月31日)	第4期 (平成19年4月1日 ～平成20年3月31日)	第5期 (平成20年4月1日 ～平成21年3月31日)
営業収益	39,223百万円	33,244百万円	30,497百万円	24,812百万円
純営業収益	37,811百万円	31,099百万円	26,988百万円	21,053百万円
経常利益	24,938百万円	16,688百万円	12,811百万円	5,231百万円
当期純利益	13,617百万円	9,534百万円	7,206百万円	△2,144百万円
1株当たり当期純利益	5,677円31銭	4,066円46銭	3,080円54銭	△ 928円55銭
総資産	430,299百万円	379,988百万円	335,016百万円	235,694百万円
純資産	41,588百万円	47,562百万円	45,554百万円	40,066百万円

(注) 第3期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (平成21年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
マネックス証券株式会社	7,425百万円	100.0%	金融商品取引業
株式会社マネックスFX	1,800百万円	90.0%	金融商品取引業
マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社	95百万円	55.0%	投資事業会社の株式保有、投資助言・代理業、投資運用業
株式会社マネックス・ユニバーシティ	40百万円	70.0%	投資教育業務、書籍・印刷物の企画制作および出版ならびに販売
マネックス・ビジネス・インキュベーション株式会社	350百万円	100.0%	有価証券等の投資事業
WRハンブレクトジャパン株式会社	63百万円	56.9%	M&Aアドバイザリーサービス、Open IPO [®] 調査研究
トレード・サイエンス株式会社	91百万円	100.0%	システムプログラムを用いた投資助言・資金運用サービス等
MBH America, Inc.	400千米ドル	100.0%	海外金融動向の調査等

(注) 1. 当社は、平成20年4月1日付で株式会社マネックスFX（旧トウキョウフオレックス株式会社）を子会社としております。

なお、株式会社マネックスFXに対する当社の出資比率は、平成21年5月1日を効力発生日とする簡易株式交換により100.0%となっております。

2. 当社は、平成20年7月25日付でトレード・サイエンス株式会社を完全子会社としております。

③ その他

シティグループ・インクおよび日興シティホールディングス株式会社は、当社を関連会社としております。

(7) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社グループにおいて、オンライン証券であるマネックス証券株式会社が、主としてインターネット取引を行う国内のお客様からの株式注文を受付けるとともに、それらのお客様に対して金融の総合サービスを提供しております。

(8) 主要な営業所（平成21年3月31日現在）

会社名	事業所名	所在地
当 社	本 社	東京都千代田区
	北京駐在員事務所	中華人民共和国北京市
マネックス証券株式会社 (子 会 社)	本 社	東京都千代田区
	日本橋営業所	東京都中央区
	銀座営業所	東京都中央区
	八戸営業所	青森県八戸市
株式会社マネックスFX (子 会 社)	本 社	東京都中央区
マネックス・オルタナティブ・ インベストメンツ株式会社 (子 会 社)	本 社	東京都千代田区
株式会社マネックス・ユニバーシティ (子 会 社)	本 社	東京都千代田区
マネックス・ビジネス・ インキュベーション株式会社 (子 会 社)	本 社	東京都千代田区
WRハンブレクトジャパン株式会社 (子 会 社)	本 社	東京都千代田区
トレード・サイエンス株式会社 (子 会 社)	本 社	東京都新宿区
M B H , A m e r i c a , I n c . (子 会 社)	本 社	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市

(9) 従業員の状況（平成21年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
252名	89名増加

- (注) 1. 上記のほか派遣従業員76名が勤務しております。
 2. 従業員数は就業人員数により記載しております。
 3. 従業員数増加の主な理由は、連結子会社の増加およびマネックス証券株式会社における八戸営業所開設によるものであります。

(10) 主要な借入先および借入額 (平成21年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	7,500
株式会社りそな銀行	6,500
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,500
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,500
株式会社八十二銀行	2,500
中央三井信託銀行株式会社	2,400
住友信託銀行株式会社	1,300
株式会社東京都民銀行	1,300

(注) 信用取引借入金としての証券金融会社からの借入は、合計で8,692百万円となっております。

2. 会社の株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 8,800,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,344,687株 |
| (3) 株 主 数 | 46,189名 |
| (4) 大 株 主 | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
日興シティホールディングス株式会社	千株 616	% 26.6
松 本 大	260	11.2
ソ ニ ー 株 式 会 社	117	5.0
ク レ デ ィ ・ ス イ ス 証 券 株 式 会 社	78	3.3
み ず ほ 証 券 株 式 会 社	70	3.0
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	68	2.9
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	59	2.5
株 式 会 社 リ ク ル ー ト	57	2.4
チ ュ ー ス マ ン ハ ッ タ ン バ ン ク ジ ー テ ィ ー エ ス ク ラ イ ア ン ツ ア カ ウ ン ト エ ス ク ロ ウ	49	2.1
ゴ ー ル ド マ ン ・ サ ッ ク ス ・ ア ン ド ・ カ ン パ ニ ー レ ギ ュ ラ ー ア カ ウ ン ト	47	2.0

(注) 1. 持株数、出資比率は表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 出資比率は、自己株式(35,006株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、平成20年10月1日付をもって端株制度を廃止したことに伴い、発行済株式のうち0.46株を消却しております。
- ② 当社は、平成21年5月1日を効力発生日とする会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換により、株式会社マネックスFXを完全子会社化したことに伴い、効力発生日に同社株主（当社を除く）に対して、当社が保有する自己株式11,808株を交付しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成21年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当または他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	松 本 大	チーフ・エグゼクティブ・オフィサー マネックス証券株式会社 代表取締役社長
代表取締役副社長	工 藤 恭 子	チーフ・フィナンシャル・オフィサー マネックス証券株式会社 代表取締役副社長 株式会社マネックスFX 代表取締役社長
代表取締役常務	中 村 友 茂	マネックス証券株式会社 常務取締役
取 締 役	中 島 努	
取 締 役	田 名 綱 尚	経営管理部長 マネックス証券株式会社 常務取締役
取 締 役	佐々木 雅 一	佐々木公認会計士事務所 公認会計士
取 締 役	川 本 裕 子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科 教授
取 締 役	槇 原 純	株式会社ネオテニー 取締役会長
取 締 役	谷 家 衛	あすかアセットマネジメントリミテッド チーフ・エグゼクティブ・オフィサー エーシーパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社あすかDB Jパートナーズ 取締役
常 勤 監 査 役	河 相 董	
監 査 役	森 山 武 彦	マネックス証券株式会社 常勤監査役
監 査 役	小 澤 徹 夫	東京富士法律事務所パートナー 弁護士
監 査 役	玉 木 武 至	

- (注) 1. 取締役の川本裕子、槇原 純、谷家 衛の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の小澤徹夫、玉木武至の2氏は、社外監査役であります。
3. 監査役の森山武彦氏は、海運会社および証券会社において20年以上にわたり一貫して経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	計		う ち 社 外	
	支 給 人 員	報 酬 等 の 額	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	9名	195百万円	3名	36百万円
監 査 役	3名	38百万円	2名	14百万円
計		234百万円		50百万円

- (注) 1. 平成18年6月24日定時株主総会決議による報酬限度額
取締役 年額300百万円以内と定めた固定枠と、支給日の前事業年度の連結当期純利益の3.0%以内と定めた変動枠の合計額
監査役 年額96百万円以内
2. 当事業年度について、取締役に対する変動枠部分の報酬はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 川本裕子

(i) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

(ii) 他の会社の社外役員の兼任状況

株式会社大阪証券取引所 社外取締役

株式会社りそなホールディングス 社外取締役

東京海上ホールディングス株式会社 社外監査役

ヤマハ発動機株式会社 社外取締役

(iii) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席し、主に経営コンサルタントや金融についての研究活動等の幅広い経験を生かし、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、毎回積極的な発言を行っております。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

② 取締役 榎原 純

(i) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

株式会社ネオテニー 取締役会長

(株式会社ネオテニーと当社間に特段の関係はありません。)

(ii) 他の会社の社外役員の兼任状況

RHJ International 社外取締役

(iii) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回のうち15回に出席し、主に金融に関する高度の専門性を生かし、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、毎回積極的な発言を行っております。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

③ 取締役 谷家 衛

(i) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

あすかアセットマネジメントリミテッド チーフ・エグゼクティブ・オフィサー

エーシーパートナーズ株式会社 代表取締役

株式会社あすかDBJパートナーズ 取締役

(あすかアセットマネジメントリミテッドは、当社と共同出資でマネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社を設立する等の関係があります。エーシーパートナーズ株式会社および株式会社あすかDBJパートナーズと当社間に特段の関係はありません。)

(ii) 他の会社の社外役員の兼任状況

ngi group株式会社 社外取締役

(iii) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回のうち15回に出席し、主に資産運用業務・投資銀行業務における豊富な経験を生かし、経営に対す

る客観的・中立的な立場から、取締役会的意思決定の妥当性・適正性を確保するため、毎回積極的な発言を行っております。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

④ 監査役 小澤徹夫

(i) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

(ii) 他の会社の社外役員の兼任状況

株式会社ローソン 社外監査役

マネックス証券株式会社 社外監査役

セメダイン株式会社 社外監査役

(iii) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査役会17回のすべてに出席し、主に弁護士の専門性を生かし、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会・監査役会的意思決定の妥当性・適正性を確保するため、毎回積極的な発言を行っております。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

⑤ 監査役 玉木武至

(i) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

(ii) 他の会社の社外役員の兼任状況

マネックス証券株式会社 社外監査役

(iii) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回のすべて、監査役会17回のうち16回に出席し、主に長年にわたり金融機関の経営に携わってきた経

験を生かし、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、毎回積極的な発言を行っております。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	19百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	5百万円
合計	24百万円
当社およびその子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	65百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「アドバイザー業務」を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が職務を遂行することが困難と認められた場合、その他必要と判断される場合には、当社取締役会は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出することを検討いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める各項目に該当した場合には、解任の検討を行い、解任が妥当と判断した場合には、監査役全員の同意により解任いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制（内部統制システム）の構築に関する基本方針を以下のとおり定めております。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(i) 取締役会によるチェック体制

- ・取締役会が内部統制システムの構築に関する基本方針を決定・改廃する。
- ・業務執行取締役は取締役会が決定した基本方針に従い、内部統制システムを構築し、運用の実効性を追求する。
- ・業務執行取締役は、定期的に、内部統制システムの構築と運用の状況について取締役会に報告する。

(ii) 監査役によるチェック体制

- ・業務執行取締役は、定期的に、内部統制システムの構築と運用の状況について監査役に報告する。
- ・監査役は、必要に応じ、内部統制システムの構築と運用の状況について自ら監査する。

(iii) 企業倫理の確立と法令遵守体制の整備

- ・取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、個々の役社員が遵守すべき企業倫理に

かかる基本的な考え方や行動指針を定めている。

(iv) 内部監査部門の設置

- ・適切な職務執行を確保するため、CEOその他の取締役から独立した部門として内部監査室を設置し、取締役会に対し直接報告する。

(v) 内部通報制度の整備

- ・法令遵守上疑義のある取締役の行為等について、通報受領者（社外弁護士）に役社員が直接情報提供を行う手段を構築している。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
情報の保存・管理

- ・取締役の職務の執行にかかる情報については、文書その他の情報の取り扱いにかかる規程に従い適切に保存および管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各種リスクの管理

- ・リスク管理の基本方針および体制にかかる規程を定めている。
- ・リスク分類毎に各責任部門がリスクの管理を行い、各部門におけるリスクの管理状況をリスク管理統括責任者が定期的に取締役会に報告し、取締役会において確認することによりリスクの管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
組織関連規程の整備

- ・役社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、職務権限、業務分掌および決裁権限にかかる規程を定めている。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(i) 企業倫理の確立と法令遵守体制の整備

- ・社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、個々の役社員が遵守すべき企業倫理にかかる基本的な考え方や行動指針を定めている。

- (ii) 内部監査部門の設置
 - ・適切な職務執行を確保するため、CEOその他の取締役から独立した部門として内部監査室を設置し、取締役会に対し直接報告する。
 - (iii) 内部通報制度の整備
 - ・法令遵守上疑義のある社員の行為等について、通報受領者（社外弁護士）に役社員が直接情報提供を行う手段を構築している。
- ⑥ 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 子会社・関連会社の管理体制の整備
 - ・子会社および関連会社の業務の適正を確保するための規程を定め、子会社および関連会社の業務の総合的管理・指導にあたる適正な人員配置を行っている。
 - (ii) 子会社・関連会社に対する検査権・監査権の確保
 - ・子会社および関連会社の業務の適正を確保するための規程において、子会社・関連会社の業務に対する検査権、監査役の監査権が定められている。
 - (iii) 共通の各種基本方針の策定
 - ・各子会社においても、当社と同様の各種基本方針を策定するように指導している。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- (i) 監査補助者の選任
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査補助者」）を必要とする場合、監査役は監査補助者の選任を業務執行取締役に要請できる。当該要請があった場合、取締役会が予め候補者として認定した社員のうちからCEOが監査補助者となるべきものを選任する。監査補助者に選任された当該社員は、監査補助者として監査役の職務を補助する。

- (ii) 監査役への報告
 - ・ 監査補助者は、監査補助者の選任を要請した監査役に対して監査補助業務にかかる報告を行う。

- ⑧ 上記使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (i) 監査補助者の人事上の独立性
 - ・ 監査補助者による監査補助業務の遂行に影響を及ぼしまたは支障となる可能性がある人事上の措置に関する事項は、監査役会の同意を予め得た上で、取締役会において決定する。
 - (ii) 監査補助業務の指揮命令系統の独立性
 - ・ 監査補助者は、監査役の指示に基づく監査補助業務の遂行にあたっては、取締役または取締役会に対する報告義務を負わず、当該指示をなした監査役に対する報告を行う。

- ⑨ 取締役および使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役会および監査役への報告義務
 - ・ 役社員は、監査役会または監査役に対し、以下の各事項について報告を行う。
 - (i) 当社または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事実
 - (ii) 内部統制システムの体制および運用等に関する重大な欠陥および問題を発見した場合、当該事実
 - (iii) その他監査役会または監査役が報告を求めた事項

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役による監査の実効性を確保するための規程の整備
 - ・ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役および監査役会に対する役社員の報告義務その他協力義務を、内部統制にかかる規程において定めている。

- ⑪ 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制
- (i) 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制
 - ・適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告にかかる内部統制の体制を整備する。
 - (ii) 取締役会の任務および責任
 - ・取締役会は、財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用に関して監督責任を有し、その整備・運用状況を監視する。
 - (iii) 体制整備・運用の状況の評価
 - ・財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用の状況を確認するための仕組みを確保する。
 - (iv) 子会社に対する指導
 - ・子会社においても財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用が適切に行われるために必要な指導を行う。
- ⑫ 反社会的勢力との関係遮断
- (i) 反社会的勢力との関係遮断
 - ・反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力に対しては毅然と対応する。
 - (ii) 子会社に対する指導
 - ・子会社においても反社会的勢力との関係の遮断が適切に行われるために必要な指導を行う。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 配当の計算基準

当社は配当について、当該事業年度の当社の連結純利益を基準といたします。

② 配当性向

当該事業年度の連結純利益の50%程度を目標といたします。

③ 中間配当

当該事業年度の第2四半期連結累計期間の連結純利益を基準として計算し、その50%を目途に中間配当を実施いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	225,328	流動負債	186,756
現金・預金	39,891	トレーディング商品	1,943
預託金	66,988	商品有価証券等	75
金銭の信託	25,218	デリバティブ取引	1,867
トレーディング商品	7,264	約定見返勘定	220
商品有価証券等	825	信用取引負債	26,557
デリバティブ取引	6,438	信用取引借入金	8,692
有価証券	2,323	信用取引貸証券受入金	17,865
営業投資有価証券	1,189	有価証券担保借入金	22,382
信用取引資産	52,983	有価証券貸借取引受入金	22,382
信用取引貸付金	46,546	預り金	41,119
信用取引借証券担保金	6,436	受入保証金	55,354
有価証券担保貸付金	94	短期借入金	27,500
借入有価証券担保金	94	1年内償還予定の社債	9,300
募集等払込金	573	1年内返済予定の長期借入金	500
短期差入保証金	4,781	未払法人税等	341
未収収益	1,635	未払消費税等	11
短期貸付金	20,019	繰延税金負債	24
繰延税金資産	119	賞与引当金	2
その他の流動資産	2,286	ポイント引当金	256
貸倒引当金	△ 40	その他の流動負債	1,243
固定資産	10,365	固定負債	7,336
有形固定資産	585	長期借入金	6,000
建物	202	長期預り金	1,271
器具備品	383	繰延税金負債	64
無形固定資産	2,138	特別法上の準備金	1,535
営業権	0	金融商品取引責任準備金	1,535
電話加入権	9	負債合計	195,628
ソフトウェア	1,311	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	161	株主資本	39,604
のれん	654	資本金	8,800
その他	0	資本剰余金	15,154
投資その他の資産	7,641	利益剰余金	17,658
投資有価証券	6,828	自己株式	△ 2,009
長期差入保証金	738	評価・換算差額等	203
繰延税金資産	65	その他有価証券評価差額金	209
その他	42	為替換算調整勘定	△ 5
貸倒引当金	△ 33	少数株主持分	258
資産合計	235,694	純資産合計	40,066
		負債・純資産合計	235,694

連結損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		24,812
受入手数料	14,900	
トレーディング損益	1,100	
営業投資有価証券関連損益	4	
金融収益	8,611	
その他の営業収益	195	
金融費用		3,758
純営業収益		21,053
販売費・一般管理費		15,784
営業利益		5,269
営業外収益		94
営業外費用		132
経常利益		5,231
特別利益		991
貸倒引当金戻入額	29	
金融商品取引責任準備金戻入	952	
商品取引責任準備金戻入	10	
特別損失		6,187
投資有価証券評価損	4,940	
固定資産除却損	154	
事務委託契約解約損	198	
リース解約損	19	
減損損失	873	
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益		36
匿名組合損益分配額		△ 12
税金等調整前当期純利益		48
法人税、住民税及び事業税	2,120	
法人税等調整額	115	2,235
少数株主損失		△ 42
当期純損失		△ 2,144

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等				少数株主 持 分	純資産 合 計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
平成20年3月31日 残 高	8,800	15,154	21,766	△ 2,009	43,712	1,711	△ 4	1,706	135	45,554	
連結会計年度中 の 変 動 額											
剰余金の配当	—	—	△ 1,963	—	△ 1,963	—	—	—	—	△ 1,963	
当期純損失	—	—	△ 2,144	—	△ 2,144	—	—	—	—	△ 2,144	
自己株式の取得	—	—	—	△ 0	△ 0	—	—	—	—	△ 0	
自己株式の消却	—	—	△ 0	0	—	—	—	—	—	—	
株主資本以外の項 目の連結会計年度 中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	△ 1,502	△ 0	△ 1,503	123	△ 1,379	
連結会計年度中 の 変 動 額 合 計	—	—	△ 4,107	△ 0	△ 4,108	△ 1,502	△ 0	△ 1,503	123	△ 5,487	
平成21年3月31日 残 高	8,800	15,154	17,658	△ 2,009	39,604	209	△ 5	203	258	40,066	

連 結 注 記 表

当社の連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 9社
- ・連結子会社の名称 マネックス証券株式会社
マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社
マネックス・ビジネス・インキュベーション株式会社
株式会社マネックス・ユニバーシティ
マネックス・キャピタル・パートナーズ I 株式会社
MBH America, Inc.
WR ハンブレクトジャパン株式会社
株式会社マネックスFX
トレード・サイエンス株式会社

当連結会計年度より、株式会社マネックスFX（旧トウキョウフォレックス株式会社）の株式を新たに取得し、また、トレード・サイエンス株式会社の株式を追加で取得したことにより、2社を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・持分法適用の関連会社の名称 有限会社トライアングルパートナーズ
(匿名組合トライアングルパートナーズ)

当連結会計年度より、トレード・サイエンス株式会社の株式を追加で取得し連結子会社としたため、持分法の適用範囲から除外しております。ただし、持分法適用除外までの損益は、持分法による投資損益として取り込んでおります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① トレーディングに属する有価証券等の評価基準および評価方法

時価法によっております。

② トレーディングに属さない有価証券の評価基準および評価方法

(i) 満期保有目的債券

償却原価法（利息法）によっております。

(ii) その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。なお、特定金外信託に含まれる有価証券も同一の評価基準および評価方法によっております。

(ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合等への出資については、組合契約に規定される報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ デリバティブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～18年

器具備品 4年～6年

② 無形固定資産

営業権については、5年間にわたり均等償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 投資その他の資産

長期前払費用については均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ ポイント引当金

将来の「ポイントサービス」の利用による支出に備えるため、利用実績率に基づき、当連結会計年度末以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

⑤ 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5および「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

時価ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建その他有価証券

③ ヘッジ方針

外貨建その他有価証券に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。

(6) 消費税等の会計処理

主として消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれん勘定の償却については、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却を行っております。

6. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

- | | |
|--|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 282百万円 |
| 2. 担保に供している資産 | |
| 外国為替取引の担保として差し入れた預金 | 587百万円 |
| 証券金融会社との貸借取引の担保として差し入れた有価証券 | 299百万円 |
| 金融商品取引清算機関との清算取引の担保として差し入れた有価証券 | 1,995百万円 |
| 顧客より委託保証金の代用として受け入れた有価証券のうち証券金融会社との貸借取引の担保に供しているもの | 7,733百万円 |
| 3. 差し入れた有価証券（2. に属するものを除く）の時価額は次のとおりであります。 | |
| 信用取引貸証券 | 18,645百万円 |
| 信用取引借入金の本担保証券 | 8,108百万円 |
| 消費貸借契約により貸し付けた有価証券 | 20,037百万円 |
| その他担保等として差し入れた有価証券 | 1,827百万円 |
| 4. 差し入れを受けた有価証券の時価額は次のとおりであります。 | |
| 信用取引貸付金の本担保証券 | 35,390百万円 |
| 信用取引借証券 | 6,042百万円 |
| 消費貸借契約により借り入れた有価証券 | 71,375百万円 |
| 受入保証金代用有価証券 | 83,091百万円 |
| 5. 特別法上の準備金 | |
| 金融商品取引責任準備金は金融商品取引法第46条の5および「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に基づき計上しております。 | |
| 6. 貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく貸出未実行残高は次のとおりであります。 | |
| 貸出コミットメント契約の総額 | 2,500百万円 |
| 貸出実行残高 | －百万円 |
| 差引額 | 2,500百万円 |
| 7. 運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約および貸出コミットメント契約等を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。 | |
| 当座貸越契約および貸出コミットメント契約等の総額 | 101,500百万円 |
| 借入実行残高 | 27,500百万円 |
| 差引額 | 74,000百万円 |

〔連結損益計算書に関する注記〕

減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

用 途	種 類	場 所
超過収益力	のれん	東京都新宿区

(2) 減損損失の認識に至った経緯

トレード・サイエンス株式会社において、事業計画を見直した結果、のれんについて減損損失873百万円を認識しております。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1	2,344,687	—	0	2,344,687
合計	2,344,687	—	0	2,344,687
自己株式				
普通株式(注)2	35,002	3	0	35,006
合計	35,002	3	0	35,006

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少0株(0.46株)は、自己株式の消却による減少であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加3株(3.65株)は、端株の買取による増加であります。普通株式の自己株式の株式数の減少0株(0.46株)は、消却による減少であります。

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
(連結子会社) WRハンブレクト ジャパン株式会社	—	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,501	650	平成20年3月31日	平成20年6月23日
平成20年10月29日 取締役会	普通株式	461	200	平成20年9月30日	平成20年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月20日 定時株主総会	普通株式	461	利益剰余金	200	平成21年3月31日	平成21年6月22日

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(百万円)

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	54
ポイント引当金	104
賞与引当金	1
その他	92
小計	<u>252</u>
評価性引当額	<u>△ 3</u>
計	249
繰延税金負債（流動）	
その他有価証券評価差額金	△ 129
留保利益に係る一時差異	△ 24
計	<u>△ 153</u>
繰延税金資産（流動）の純額	95
繰延税金資産（固定）	
金融商品取引責任準備金	624
貸倒引当金	13
投資有価証券評価損	1,994
繰越欠損金	659
その他	71
小計	<u>3,363</u>
評価性引当額	<u>△3,290</u>
計	73
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△ 71
その他	△ 0
計	<u>△ 72</u>
繰延税金資産（固定）の純額	0

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	40.7
（調整）	
永久差異の影響等	
交際費等永久に損金に算入されない項目	32.4
評価性引当額	3,539.7
のれん償却額	948.7
住民税均等割額	26.3
持分法による投資損失	16.8
その他	2.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4,607.0

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

該当なし

② リース資産の減価償却の方法

該当なし

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
器 具 備 品	833	466	366
ソ フ ト ウ ェ ア	473	259	214
合 計	1,307	726	580

- | | |
|---|--------|
| (2) 未経過リース料期末残高相当額 | |
| 1年内 | 252百万円 |
| 1年超 | 349百万円 |
| 合計 | 601百万円 |
| (3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額 | |
| 支払リース料 | 280百万円 |
| 減価償却費相当額 | 261百万円 |
| 支払利息相当額 | 20百万円 |
| (4) 減価償却費相当額の算定方法 | |
| リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | |
| (5) 利息相当額の算定方法 | |
| リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 | |

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|-----------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 17,235円10銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失金額 | △928円55銭 |

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

(証券取引責任準備金の変更)

従来、旧証券取引法第51条および旧「証券会社に関する内閣府令」第35条に基づき計上しておりました「証券取引責任準備金」は、金融商品取引法施行に伴い、当連結会計年度より、同法第46条の5および「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に基づき「金融商品取引責任準備金」として計上する方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べ、特別法上の準備金は43百万円増加し、税金等調整前当期純利益は43百万円減少しております。

(注) 本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,490	流動負債	9,865
現金及び預金	3,700	未払法人税等	77
未収収益	139	未払消費税等	11
未収入金	1,553	預り金	15
関係会社短期貸付金	8,025	前受収益	27
繰延税金資産	18	1年内償還予定の社債	9,300
その他	54	関係会社短期借入金	290
固定資産	35,273	その他	143
有形固定資産	25	固定負債	324
建物	0	長期預り保証金	259
器具備品	24	繰延税金負債	64
無形固定資産	157	負債合計	10,189
ソフトウェア	152	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	4	株主資本	38,469
投資その他の資産	35,090	資本金	8,800
投資有価証券	4,265	資本剰余金	17,828
関係会社株式	29,794	資本準備金	17,828
その他の関係会社有価証券	676	利益剰余金	13,851
その他	353	その他利益剰余金	13,851
資産合計	48,764	繰越利益剰余金	13,851
		自己株式	△ 2,009
		評価・換算差額等	104
		その他有価証券評価差額金	104
		純資産合計	38,574
		負債純資産合計	48,764

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		11,088
業 務 受 託 収 入	2,048	
不 動 産 賃 貸 収 入	337	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	8,603	
関 係 会 社 貸 付 金 利 息	93	
そ の 他 の 営 業 収 益	5	
営 業 費 用		1,851
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,757	
金 融 費 用	93	
営 業 利 益		9,236
営 業 外 収 益		26
営 業 外 費 用		101
経 常 利 益		9,161
特 別 損 失		5,914
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,900	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,013	
税 引 前 当 期 純 利 益		3,247
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	249	
法 人 税 等 調 整 額	4	254
当 期 純 利 益		2,992

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等		純資産計 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	繰越利益 剰 余 金					
平成20年3月31日 残 高	8,800	17,828	12,821	△ 2,009	37,440	616	616	38,057
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	—	—	△ 1,963	—	△ 1,963	—	—	△ 1,963
当期純利益	—	—	2,992	—	2,992	—	—	2,992
自己株式の取得	—	—	—	△ 0	△ 0	—	—	△ 0
自己株式の消却	—	—	△ 0	0	—	—	—	—
株主資本以外の 項目の事業 年度中の変動 額（純額）	—	—	—	—	—	△ 512	△ 512	△ 512
事業年度中の 変動額合計	—	—	1,029	△ 0	1,029	△ 512	△ 512	517
平成21年3月31日 残 高	8,800	17,828	13,851	△ 2,009	38,469	104	104	38,574

個 別 注 記 表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

(i) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

(ii) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合等への出資については、組合契約に規定される報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年
器具備品	4年～5年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

時価ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建その他有価証券

(3) ヘッジ方針

外貨建その他有価証券に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額 21百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務は以下のとおりであります。

短期金銭債権	8,164百万円
短期金銭債務	327百万円
長期金銭債務	259百万円
3. 貸出コミットメント契約等を締結しております。これらの契約に基づく貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント契約等の総額	53,550百万円
貸出実行残高	<u>8,025百万円</u>
差引額	45,525百万円
4. 運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約等を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越契約等の総額	800百万円
借入実行残高	<u>290百万円</u>
差引額	510百万円
5. 連結子会社の株式会社マネックスFXの金融商品取引に関連して発生する債務に対して、債務保証（極度枠1,500百万円）を行っております。なお、当期末の実行残高はありません。

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高は以下のとおりであります。

営業取引による取引高

営業収益

11,082百万円

営業費用

42百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
自己株式				
普通株式(注)	35,002	3	0	35,006
合計	35,002	3	0	35,006

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3株(3.65株)は、端株の買取による増加であります。普通株式の自己株式の株式数の減少0株(0.46株)は、消却による減少であります。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(百万円)

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	15
その他	2
計	<u>18</u>
繰延税金資産（固定）	
投資有価証券評価損	1,994
関係会社株式評価損	412
減価償却超過額	3
その他	4
小計	<u>2,414</u>
評価性引当額	<u>△2,406</u>
計	<u>7</u>
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	<u>△ 71</u>
計	<u>△ 71</u>
繰延税金負債（固定）の純額	<u>△ 64</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

(%)

法定実効税率	40.7
（調整）	
永久差異の影響等	
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△107.1
評価性引当額	74.1
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>7.8</u>

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	マネックス 証券株式会社	所有 直接100%	資金の援助 役務の提供 役員の兼任	資金の貸付	39,000	関係会社 短期貸付金 未収収益	8,000
				資金の貸付回収 (注1) 役務の提供 (注2)	40,000 2,023		133

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|-----------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 16,701円36銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 1,295円72銭 |

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 5 月 8 日

マネックスグループ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 宮 裕 ㊟

指定社員 業務執行社員 公認会計士 楠 原 利 和 ㊟

指定社員 業務執行社員 公認会計士 貞 廣 篤 典 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マネックスグループ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マネックスグループ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月 8日

マネックスグループ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 宮 裕 ㊟
業務執行社員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 楠 原 利 和 ㊟
業務執行社員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 貞 廣 篤 典 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マネックスグループ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第5期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、内部統制制度の構築・運用状況を重点監査項目として定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月12日

マネックスグループ株式会社 監査役会

常勤監査役 河 相 董 ①

監査役 森 山 武 彦 ①

社外監査役 小 澤 徹 夫 ①

社外監査役 玉 木 武 至 ①

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、事業報告に記載のとおり、当社の子会社であるマネックス証券株式会社は、金融庁より業務改善命令を受けましたが、それらに対して適切な対応策が取られており、内部統制システムに関する取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年 5月12日

マネックスグループ株式会社 監査役会

常勤監査役 河 相 董 ⑩

監査役 森 山 武 彦 ⑩

社外監査役 小 澤 徹 夫 ⑩

社外監査役 玉 木 武 至 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、配当性向の目標を連結純利益の50%程度とすることを利益配分に関する基本方針としておりますが、当期においては、保有有価証券の減損処理の影響もあり利益水準が低下したため、従来の基本方針を適用せず、以下のとおり一定額の配当といたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 200円

配当総額 461,936,200円

なお、これにより当期の1株当たり年間配当額は、中間配当200円と合わせて400円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築できるよう、取締役の任期を1年に短縮することとし、第20条（取締役の任期）に所要の変更を行うものです。

なお、本件の定款第20条の変更につきましては、本株主総会において新たに選任される取締役より適用いたします。

- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下「決済合理化法」といいます。）附則第6条第1項の定めにより、当社は決済合理化法施行日である平成21年1月5日をもって株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更が行われたものとみなされております。このため、第7条（株券の発行）の規定は不要となりますので、これを削除し、以降の条数を変更するとともに、第8条（株主名簿管理人）、第9条（株式取扱規則）および第10条（基準日）に所要の変更を行うほか、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨の附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) <u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) 第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 (削 除)</p>
<p>(株式取扱規則) 第9条 <u>当社の株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則) 第8条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日) 第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日) 第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して基準日を定めることができる。</p>
<p>第11条～第19条 (条文省略)</p>	<p>第10条～第18条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>第21条～第48条 (条文省略)</p>	<p>第20条～第47条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>附 則 第1条 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの事業年度に係る定時株主総会以前に選任された取締役の任期については、第19条の規定にかかわらず、なお従前の例による。本附則第1条は、該当する取締役の任期満了後、これを削除する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第3条 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第4条 本附則第2条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役松本 大、工藤恭子、中村友茂、田名綱尚、佐々木雅一および谷家 衛の6氏は任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

(*は新任候補者)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴(地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
1	まつもと 松本 大 (昭和38年12月19日生)	昭和62年3月 東京大学法学部卒業 昭和62年4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社入社 平成2年4月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成6年11月 同 東京支店 常務取締役 平成6年11月 ゴールドマン・サックス・グループ, L.P.ゼネラルパートナー 平成10年11月 同 リミテッド・パートナー 平成11年4月 株式会社マネックス(旧マネックス証券株式会社)代表取締役 平成16年8月 当社代表取締役社長(現任) 平成16年8月 日興ビーンズ証券株式会社(現マネックス証券株式会社)取締役 平成17年5月 マネックス・ビーンズ証券株式会社(現マネックス証券株式会社)代表取締役社長(現任) 平成17年11月 マネックス・ビジネス・インキュベーション株式会社代表取締役 平成18年12月 同 取締役(現任) 平成18年12月 WR Hambrecht & Co Japan株式会社(現WRハンブレクトジャパン株式会社)代表取締役社長 平成19年10月 同 取締役(現任) 平成20年6月 株式会社東京証券取引所グループ取締役(現任) 平成20年6月 株式会社東京証券取引所取締役(現任) 平成20年6月 株式会社新生銀行取締役(現任)	260,480株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の 株 式 の 数
2	く どう きょう こ 工 藤 恭 子 (昭和39年6月22日生)	昭和62年3月 東京大学法学部卒業 昭和62年4月 シティバンク、エヌ・エイ入社 平成5年10月 クーパーズ・アンド・ライブラ ンド・インターナショナル入社 平成9年6月 ゴールドマン・サックス証券会 社入社 平成11年4月 株式会社マネックス (旧マネッ クス証券株式会社) 取締役 平成11年6月 同 取締役退任 平成12年5月 同 取締役 平成16年8月 当社代表取締役副社長 (現任) 平成16年8月 日興ビーンズ証券株式会社 (現 マネックス証券株式会社) 取締 役 平成20年4月 トウキョウフォレックス株式会 社 (現株式会社マネックスF X) 代表取締役社長 平成20年5月 マネックス証券株式会社代表取 締役副社長 (現任) 平成21年5月 株式会社マネックスFX取締役 会長 (現任)	34,558株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴(地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の 株式の数
3	たなあみ ひさし 田名網 尚 (昭和29年9月11日生)	昭和53年3月 慶應義塾大学法学部卒業 昭和53年4月 千代田生命保険相互会社(現エイアイジー・スター生命保険株式会社)入社 平成13年2月 松井証券株式会社入社 平成14年6月 同 取締役 平成16年2月 同 常務取締役 平成17年6月 当社常勤監査役 平成19年6月 同 取締役 平成19年6月 マネックス証券株式会社取締役 平成19年6月 マネックス・ビジネス・インキュベーション株式会社取締役(現任) 平成20年5月 マネックス証券株式会社常務取締役(現任) 平成20年10月 当社取締役経営管理部長(現任) 平成20年11月 株式会社マネックス・ユニバーシティ取締役(現任)	41株
4	* かわい ただす 河 相 董 (昭和16年5月7日生)	昭和39年3月 慶應義塾大学経済学部卒業 昭和39年4月 ソニー株式会社入社 平成7年3月 ソニーオブカナダリミテッド社長 平成8年3月 ソニーコーポレーションオブアメリカ副社長 平成9年6月 ソニー株式会社執行役員常務 平成14年6月 同 常勤監査役 平成15年6月 同 業務執行役員上席常務 平成16年8月 当社常勤監査役 平成17年6月 同 取締役 平成19年5月 ネットライフ企画株式会社(現ライフネット生命保険株式会社)監査役(現任) 平成19年6月 マネックス証券株式会社監査役(現任) 平成19年6月 マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社監査役(現任) 平成19年6月 当社常勤監査役(現任)	121株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の 株 式 の 数
5	* くわ しま しょう じ 桑 島 正 治 (昭和30年1月2日生)	昭和52年3月 東京工業大学工学部卒業 昭和52年4月 日興証券株式会社入社 平成11年5月 日興オンライン株式会社 (現マ ネックス証券株式会社) 取締役 平成11年6月 日興証券株式会社執行役員 平成13年2月 日興ビーンズ証券株式会社 (現 マネックス証券株式会社) 取締 役退任 平成13年10月 株式会社日興コーディアルグ ループ (現日興シティホール ディングス株式会社) 取締役 平成18年1月 日興システムソリューションズ 株式会社取締役会長 平成18年6月 当社取締役 平成18年12月 同 取締役退任 平成18年12月 株式会社日興コーディアルグ ループ (現日興シティホール ディングス株式会社) 取締役兼 代表執行役社長 平成20年5月 同 取締役副会長 平成20年12月 同 取締役退任 平成21年2月 当社顧問 (現任) 平成21年4月 マネックス証券株式会社取締役 (現任)	0株
6	* か とう たけ お 加 藤 丈 夫 (昭和13年10月14日生)	昭和36年3月 東京大学法学部卒業 昭和36年4月 富士電機製造株式会社 (現富士 電機ホールディングス株式会 社) 入社 平成元年6月 同 取締役 平成10年6月 同 代表取締役 取締役副社長 平成12年6月 同 取締役会長 平成16年6月 同 相談役 (現任) 平成16年12月 株式会社東洋経済新報社監査役 (現任) 平成18年5月 社団法人全国労働衛生団体連合 会会長 (現任) 平成19年5月 財団法人21あおもり産業総合支 援センター理事長 (現任)	0株

(注) 1. 各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者加藤丈夫氏は、社外取締役候補者であります。

同氏は、長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を有しており、その高い知見を当社の経営に生かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。

なお、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を金10百万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役全員（4名）が任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

（*は新任候補者）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴（地位および担当ならびに他の法人等の代表状況）	所有する当社の株式の数
1	たま き たけ し 玉 木 武 至 (昭和16年5月29日生)	昭和39年3月 東京大学経済学部卒業 昭和39年4月 株式会社東京銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成5年6月 同 取締役 平成8年1月 同 常務取締役 平成9年6月 東銀リース株式会社専務取締役 平成13年6月 同 取締役副社長 平成15年6月 同 常勤監査役 平成19年6月 マネックス証券株式会社監査役（現任） 平成19年6月 当社監査役（現任） 平成20年4月 トウキョウフォレックス株式会社（現株式会社マネックスFX）監査役（現任）	58株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の 株 式 の 数
2	もり やま たけ ひこ 森 山 武 彦 (昭和22年3月21日生)	昭和45年3月 早稲田大学第一政治経済学部卒業 昭和45年4月 三光汽船株式会社入社 昭和60年4月 日興証券株式会社入社 平成11年5月 日興オンライン株式会社 (現マ ネックス証券株式会社) 代表取 締役 平成12年6月 日興ビーンズ証券株式会社 (現 マネックス証券株式会社) 常勤 監査役 (現任) 平成16年8月 当社監査役 (現任) 平成17年3月 マネックス・キャピタル・パー トナーズ I 株式会社監査役 (現 任) 平成17年9月 WR Hambrecht & Co Japan株式 会社 (現WR ハンブレクトジャ パン株式会社) 監査役 (現任) 平成17年11月 マネックス・ビジネス・イン キュベーション株式会社監査役 (現任) 平成19年6月 トレード・サイエンス株式会社 監査役 (現任) 平成19年6月 株式会社マネックス・ユニバー シティ 監査役 (現任)	35株
3	* さ さ き まさ かず 佐々木 雅 一 (昭和38年9月26日生)	昭和63年3月 横浜国立大学経営学研究科修士 課程修了 平成元年10月 監査法人朝日新和会計社 (現あ ずさ監査法人) 入所 平成9年8月 佐々木公認会計士事務所開業 平成11年4月 株式会社マネックス (旧マネッ クス証券株式会社) 監査役 平成15年6月 同 取締役 平成16年8月 当社取締役 平成17年6月 同 監査役 平成19年6月 同 取締役 (現任)	640株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴(地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
4	おざわ てつ お 小澤 徹 夫 (昭和22年6月28日生)	昭和46年3月 東京大学法学部中退 昭和48年4月 弁護士登録 昭和48年4月 東京富士法律事務所入所 昭和53年4月 同 パートナー(現任) 平成15年5月 株式会社ローソン監査役(現任) 平成15年6月 マネックス証券株式会社監査役 平成16年8月 当社監査役(現任) 平成17年6月 マネックス・ビーンズ証券株式会社(現マネックス証券株式会社)監査役(現任) 平成19年6月 セメダイン株式会社監査役(現任)	35株

(注) 1. 各監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者玉木武至氏および小澤徹夫氏は、社外監査役候補者であります。玉木武至氏は、長年にわたり金融機関の経営に携わっており、その豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。

小澤徹夫氏は、弁護士として有している法律に関する専門的な知識、豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。

また、小澤徹夫氏は直接会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業の法務に精通し、コーポレートガバナンスに関して十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

3. 小澤徹夫氏がマネックス証券株式会社の社外監査役に在任中、同社は平成17年11月より実施された証券取引等監視委員会による検査の結果、顧客の有価証券の売買等に関する管理が不公正取引の防止上不十分な状況であること、および証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でない認められる状況であることが法令違反の事実として認定され、これに伴い、平成18年6月に金融庁より業務改善命令を受けました。

小澤徹夫氏は、日頃より同社の取締役会において、弁護士としての専門性を生かして法令遵守の視点に立った発言を行うとともに、監査役として行うべき監査を通じて法令違反の未然防止に努めておりました。また、発生後におきましては、同社監査役会を通じて代表取締役に対して再発防止の実施を求めると

もに、担当責任者に監査役会への出席を求め、改善報告書提出後の状況について説明を求めるなどの対応を行いました。

また、玉木武至氏および小澤徹夫氏がマネックス証券株式会社の社外監査役に在任中、同社は平成20年11月より実施された証券取引等監視委員会による検査の結果、金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にあることが法令違反の事実として認定され、これに伴い、平成21年3月に金融庁より業務停止命令（平成21年4月1日（水）から同年6月30日（火）までの間、システム整備を伴う新たな業務展開（金融庁が個別に認めたものを除く）の停止）および業務改善命令を受けました。

玉木武至氏は、日頃より同社の取締役会において金融機関の経営に長く携わってきた経験を生かし、また小澤徹夫氏は、弁護士としての専門性を生かして、ともに法令遵守の視点に立った発言を行うとともに、監査役として行うべき監査を通じて法令違反の未然防止に努めておりましたが、本件発生後は、同社取締役会および監査役会を通じ、再発防止に向けてより積極的に監視を強化しております。

4. 玉木武至氏は平成19年6月23日に当社社外監査役に就任し、在任期間は約2年、小澤徹夫氏は平成16年8月2日に当社社外監査役に就任し、在任期間は約4年10ヶ月となります。
5. 当社は玉木武至氏および小澤徹夫氏との間で、事業報告に記載のとおり会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が再任された場合においては、再任後の行為についてもその効力を有する契約としております。

第5号議案 補欠の監査役1名選任の件

監査役が法定の員数を欠くこととなった場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴(地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
伊東健治 (昭和16年10月16日生)	昭和39年3月 東京大学法学部卒業 昭和39年4月 昭和電工株式会社入社 昭和49年1月 アーサーヤング会計事務所(東京事務所)入所 昭和57年10月 同 パートナー 昭和60年8月 監査法人朝日新和会計社(現あずさ監査法人)入所 平成元年7月 同 代表社員 平成18年3月 あずさ監査法人退任 平成18年6月 J S R株式会社監査役(現任)	0株

(注) 1. 補欠の監査役候補者伊東健治氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 補欠の監査役候補者伊東健治氏は、社外監査役の要件を満たしております。同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する知見を当社の監査に反映していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としております。

また、同氏は直接会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として企業会計に精通し、コーポレートガバナンスに関して十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

なお、同氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を金10百万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結する予定であります。

以上

＜インターネット等による議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によつては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成21年6月19日（金）の17時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

(2) 株主以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

<機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて>

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、同プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区霞ヶ丘町7番1号

日本青年館大ホール

(代) ☎ 03 (3475) 2455



- 交通 東京メトロ銀座線「外苑前駅」 下車
神宮球場方面 3番出口より徒歩約8分
- 都営地下鉄大江戸線「国立競技場駅」下車
国立競技場方面 A 2 出口より徒歩約8分
- J R中央線・総武線「信濃町駅」「千駄ヶ谷駅」下車 各徒歩約10分

<お願い>お車でのご来場はご遠慮ください